|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 第　　　　　号  　　年　　月　　日  保有特定個人情報一部開示決定通知書  　　　　　　　　　　　　　　様  東京都公立大学法人  理事長  年　　月　　日付けの保有特定個人情報の開示請求に対して、東京都特定個人情報の保護に関する条例第28条第１項の規定により、次のとおり保有特定個人情報の一部を開示することを決定したので通知します。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | １　請求に係る保有特定個人情報の  内容 |  | | | ２　保有特定個人情報の開示の日時及び場所 | 日時 | 午前  年　　月　　日　　　　　　　時　　　分  　午後 | | 場所 |  | | ３　開示しない部分及びその理由 | （東京都特定個人情報の保護に関する条例第30条第　　号に該当） | | | ４　担当課 | 電話番号 | | | ５　備考 |  | |   注１　当日は、この通知書と請求者本人であることを証明する書類を持参してください。  ２　上記の日時においでになれない場合は、事前に電話等で担当課まで連絡してください。  ３　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、東京都公立大学法人理事長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。  ４　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、東京都公立大学法人を被告として（訴訟において東京都公立大学法人を代表する者は東京都公立大学法人理事長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記３の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、当該決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。 |

（日本産業規格A列4番）